

外為法違反事案の分析結果について (安全保障貿易関係) (2023年度)

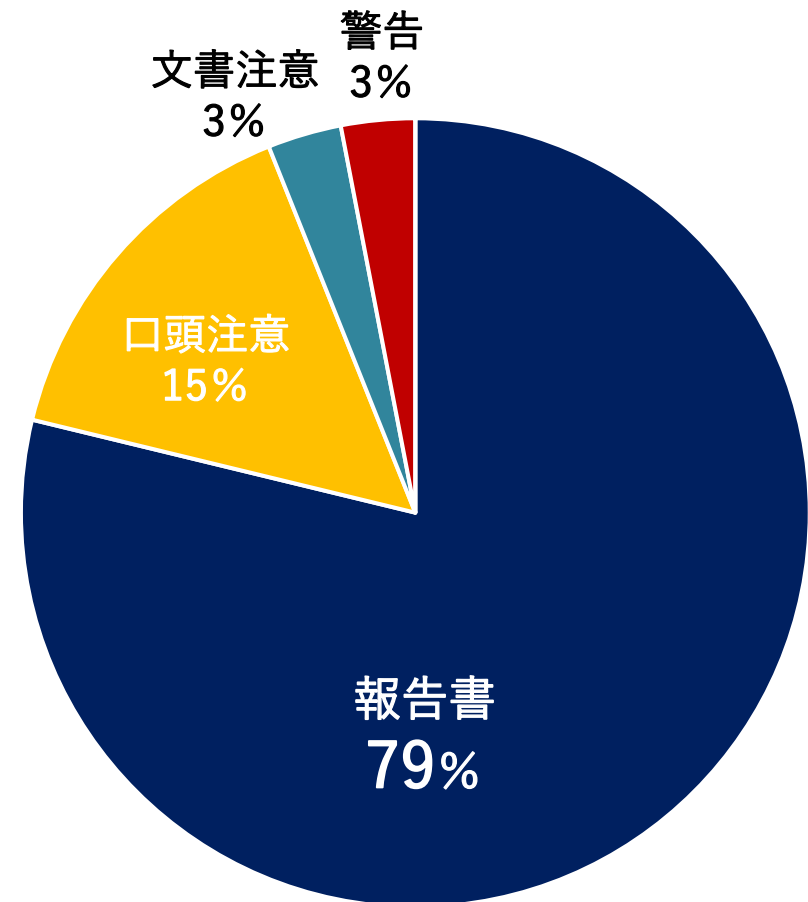
本資料は、2023年4月1日から2024年3月31日までの間に処分を決定した事案を対象としてとりまとめたものです。

2024年12月
経済産業省 貿易経済安全保障局
安全保障貿易検査官室

① 処分内容別割合

- 「行政制裁」 & 「警告」：故意性のある悪質な違反に対する処分実績が**3%**。
- 「経緯書+文書注意」 & 「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性等を勘案し、比較的問題が大きい事案の場合に行う処分は、それぞれ**3%**、**15%**。
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓ですとする軽微な事案は**最多の79%**。

処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	3%
経緯書+文書厳重注意	3%
経緯書+口頭注意	15%
報告書	79%
合計	100%

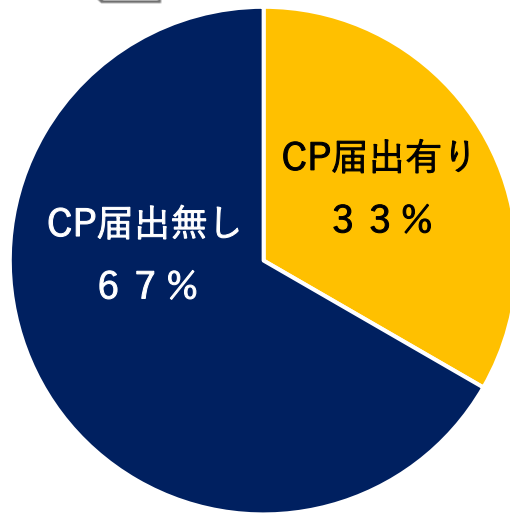


① 処分内容別割合

- CP届出別でみると、CP届出企業以外の割合が高い（67%）。
- 資本金別でみると、3億円超が過半（55%）を占める。
- 従業員別でみると、300人超が約半数（49%）を占める。
- CP届出別及び従業員数別については、前年の構成比と大きな違いはないが、資本金別については逆転している。



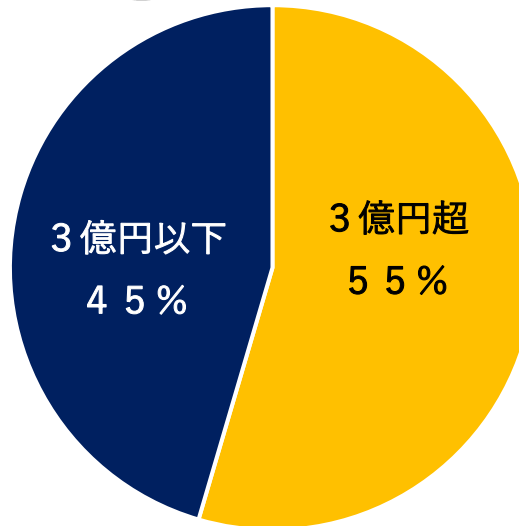
CP届出別



企業	割合
CP企業	33%
CP企業以外	67%
合計	100%



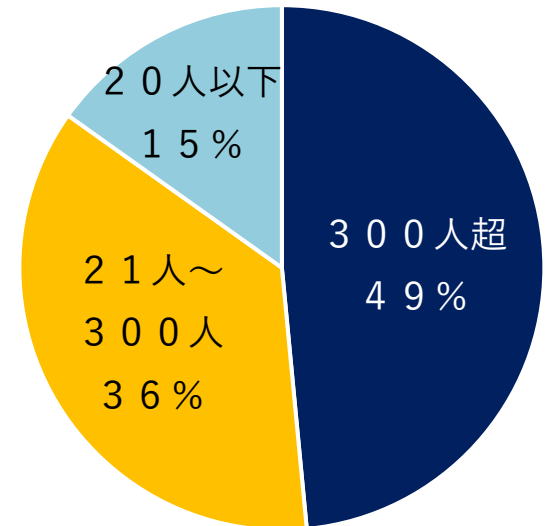
資本金別



資本金	割合
3億円超	55%
3億円以下	45%
合計	100%



従業員数別

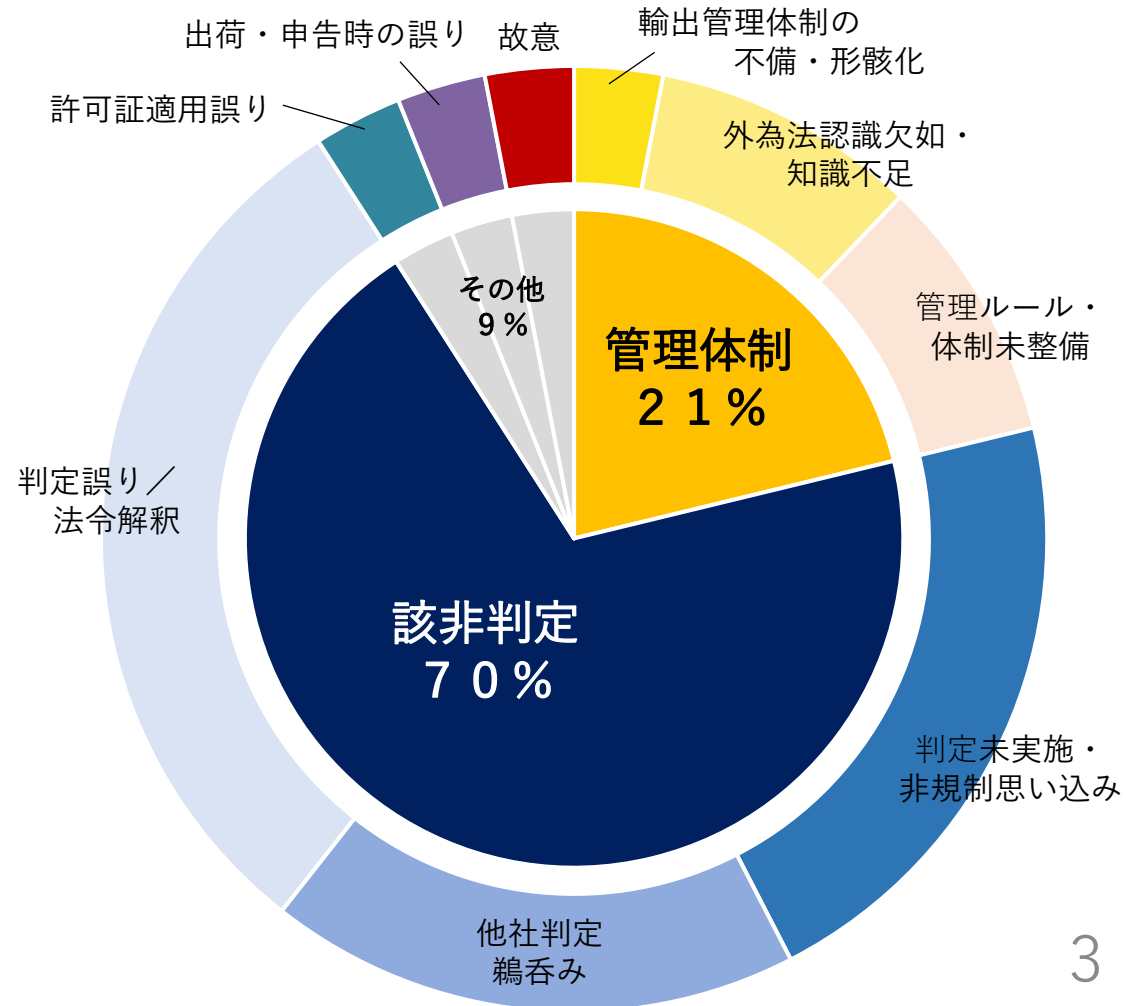


従業員数	割合
300人超	49%
300人~21人	36%
20人以下	15%
合計	100%

③ 違反原因分類別割合

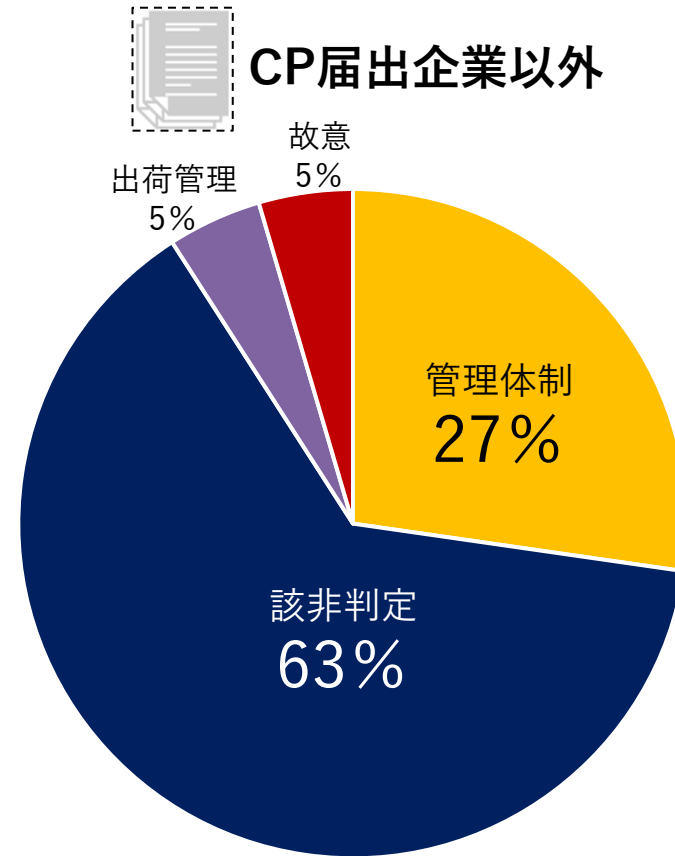
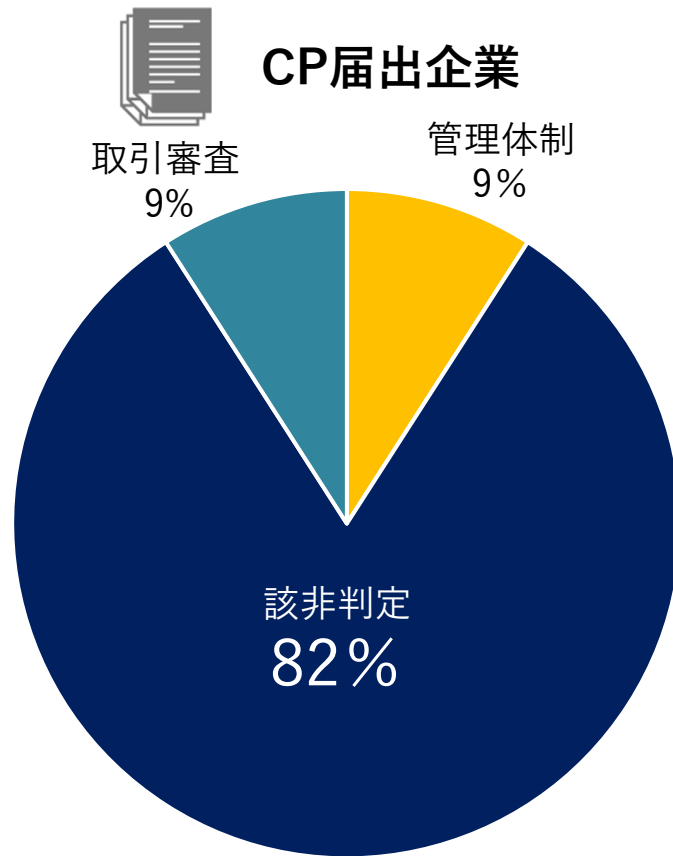
- 該非判定未実施・判定誤り・他社判定鵜呑みなど「**該非判定**」の違反が**70%**と多く、特に「**判定誤り/法令解釈誤り**」が**30%**と多数を占める。
- 外為法認識不足や知識の欠如・輸出管理体制未整備など「**管理体制**」の違反が**21%**。
- なお、**違反は個々のさまざまな要素の連鎖の結果**という面があることにも留意が必要。

分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	3%
	外為法認識欠如・知識不足	9%
	管理ルール・体制未整備	9%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	21%
	他者誤判定鵜呑み	18%
	判定誤り／法令解釈誤り	30%
取引審査	許可証適用誤り	3%
	許可申請等誤り	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	3%
故意	故意	3%
合計		100%



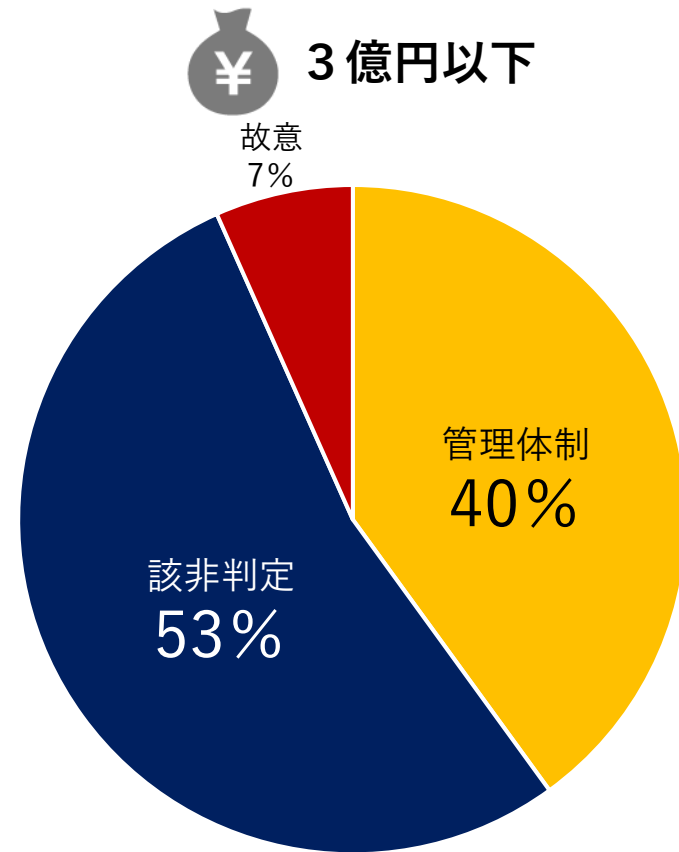
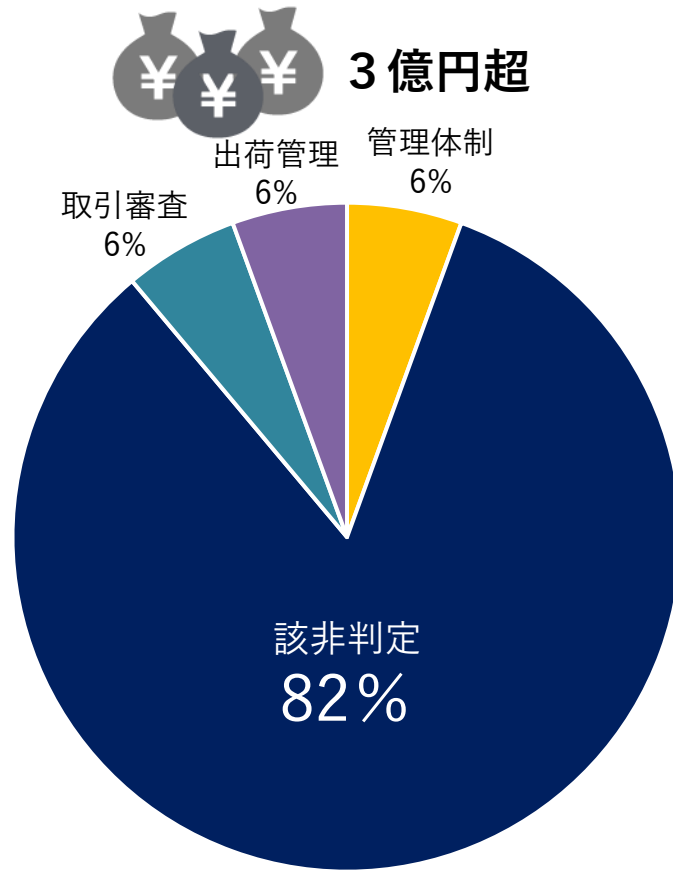
※違反の原因は主要因を集計しているが、事案によっては付随する要因がある。

③ 違反原因分類別割合（比較：CP届出の有無）



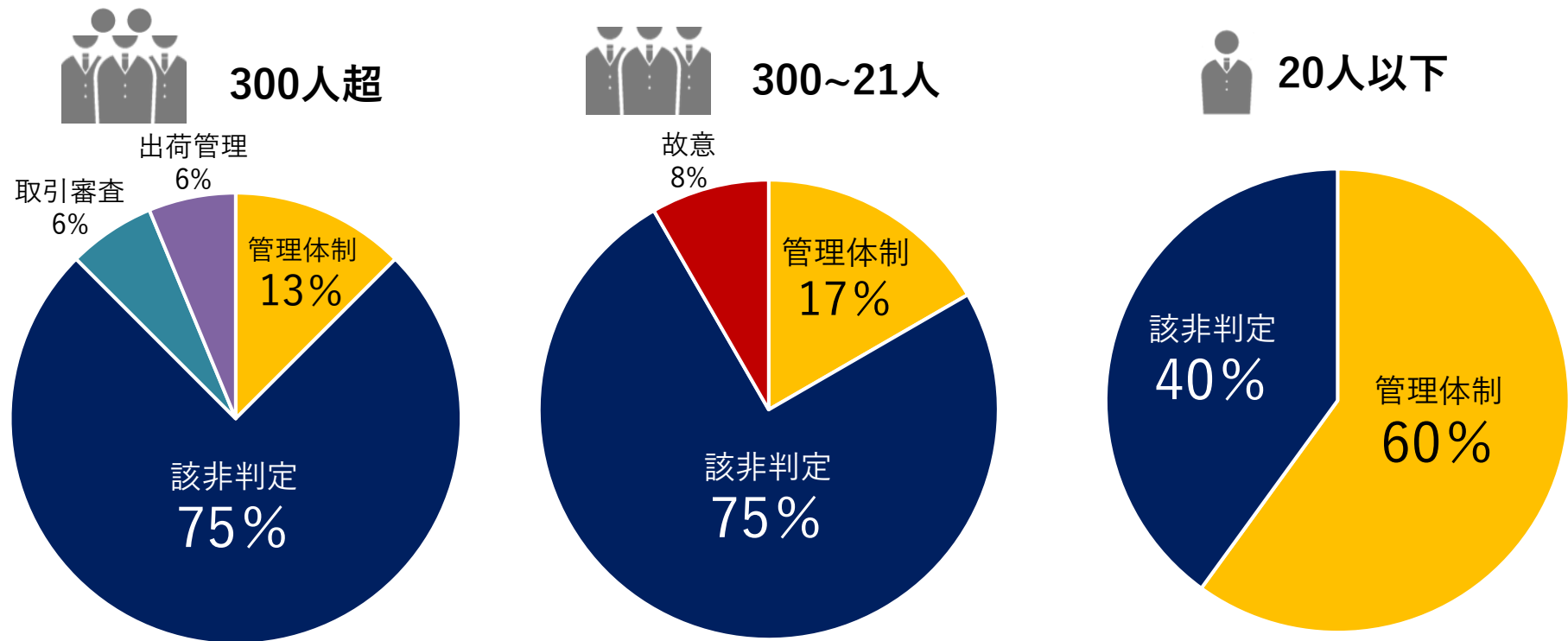
違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外
管理体制	9%	27%
該非判定	82%	63%
取引審査	9%	0%
出荷管理	0%	5%
故意	0%	5%

③ 違反原因分類別割合（比較：資本金別）



違反原因	3億円超	3億円以下
管理体制	6%	40%
該非判定	82%	53%
取引審査	6%	0%
出荷管理	6%	0%
故意	0%	7%

③ 違反原因分類別割合（比較：従業員数別）

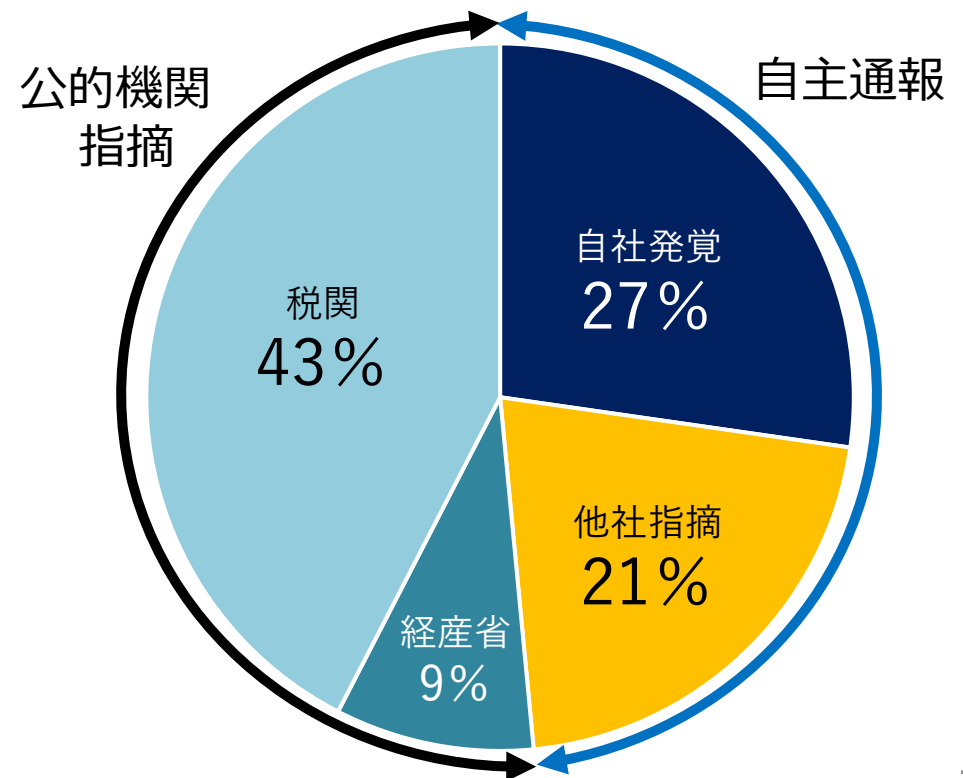


違反原因	300人超	300~21人	20人以下
管理体制	13%	17%	60%
該非判定	75%	75%	40%
取引審査	6%	0%	0%
出荷管理	6%	0%	0%
故意	0%	8%	0%

④ 違反発覚の端緒分類別割合

- 自主通報と公的機関指摘の比は、ほぼ**1：1**となっており、前年と構成比は変わらず。
- 端緒別に見ると、**税関の事後調査により発覚した事案が最多の43%**。次いで、自ら違反を発見し通報してきた**自社発覚の事案が27%**。

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	27%	48%
	他社指摘	21%	
公的機関指摘	経産省	9%	52%
	税関	43%	
	警察	0%	

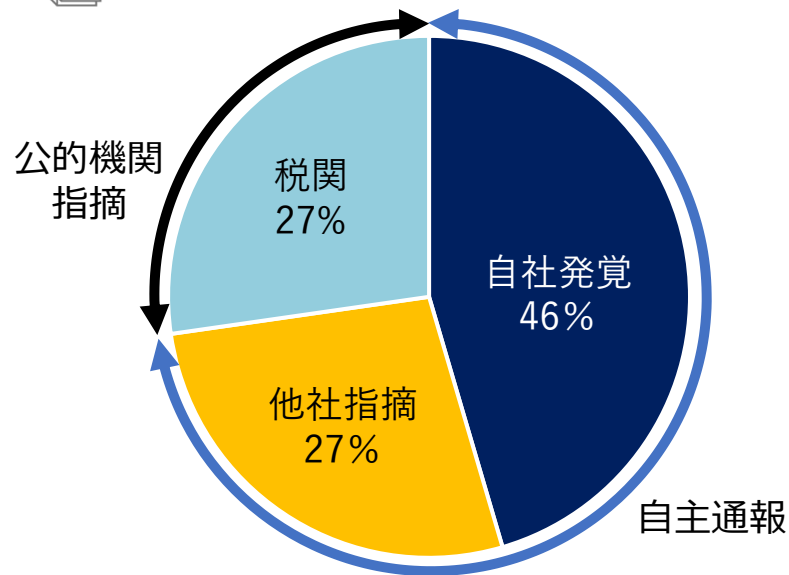


④ 違反発覚の端緒分類別割合（CP届出別）

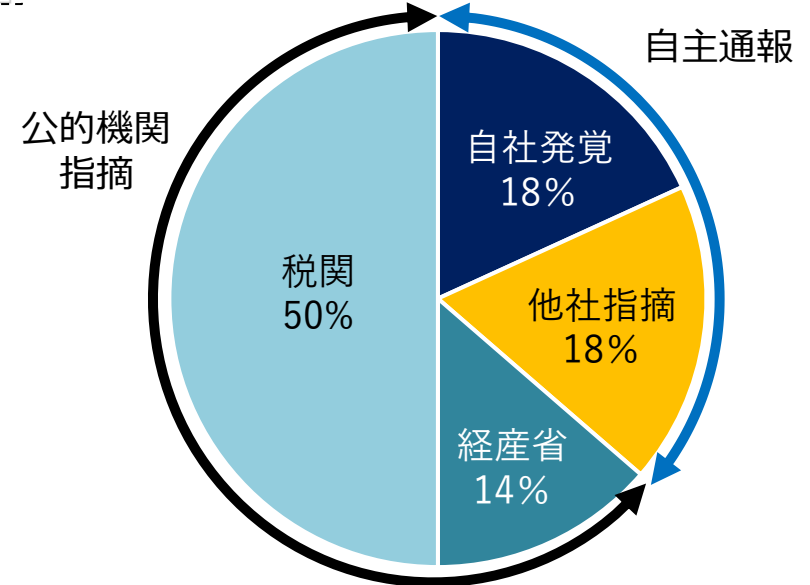
- CP届出企業は、自主通報の割合が約7割を占めており、公的機関の指摘による発覚を大きく上回っている。
- CP届出企業以外は、自主通報と公的機関指摘の割合が4:6である。また、税関による通報が全体数の5割を占めている。自社内での発覚の比率が低い。



CP届出企業



CP届出企業以外



分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	46%	73%
	他社指摘	27%	
公的機関指摘	経産省	0%	27%
	税関	27%	

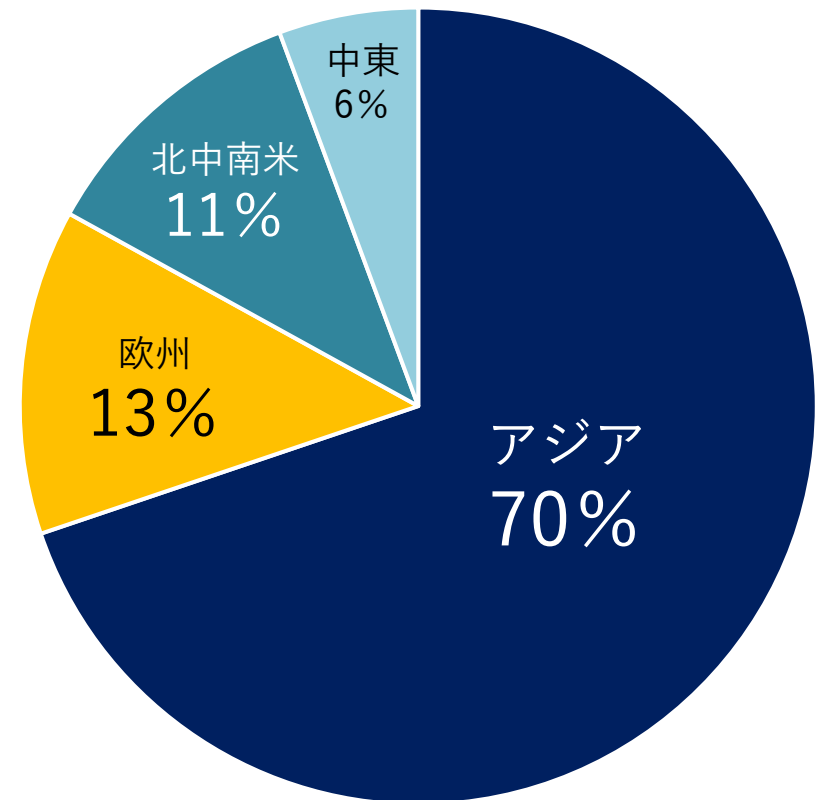
分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	18%	36%
	他社指摘	18%	
公的機関指摘	経産省	14%	64%
	税関	50%	

⑤ 違反仕向地域別割合

- **アジア向けが70%と最多。**
- 次いで先進国を中心とした地域である**欧州及び北米が合わせて24%。**

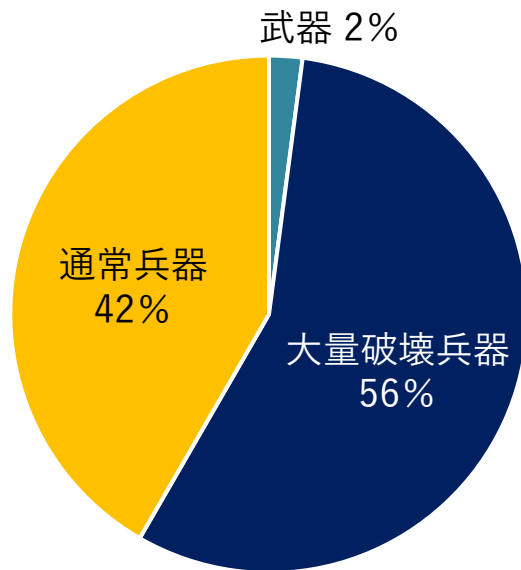
順位	地域	割合
1	アジア	70%
2	欧州	13%
3	北中南米	11%
4	中東	6%

(注) 1件で複数の国・地域向けが含まれている場合には、それぞれを個々に計上して算出。



⑥ 違反項番別割合

- **大量破壊兵器関連（2～4項）**の割合が最も多く**56%**。次いで、**通常兵器関連（5～15項）**が**42%**、**武器関連（1項）**が**2%**。
- 大量破壊兵器関連の中でも、2項該当の貨物及び技術の違反が目立つ。
- 違反全体に占める**貨物の輸出（外為法第48条第1項）**と**役務の提供（同第25条第1項）**の割合は、それぞれ**88%**、**12%**であり、貨物が多い。



分類	割合
武器関連	2%
大量破壊兵器関連	56%
通常兵器関連	42%
キャッチオール	0%

項番別上位10位（赤字は大量破壊兵器関連）

順位	項番	項目	割合
1	2(33)	圧力計	10%
2	10(2)	光検出器	8%
3	10(4)	電子式のカメラ	6%
4	6(2)	数値制御を行うことのできる工作機械	6%
5	2(12)1	数値制御を行うことのできる工作機械	4%
6	2(39)	高速度の撮影が可能なカメラ	4%
7	3(1)	軍用の化学製剤の原料	4%
8	9(7)	暗号装置	4%
9	外2(2)	（役務）数値制御装置に関する技術	4%
10	外9(1)	（役務）暗号に関するソフト・技術	4%

⑦ 違反事例

(1) 管理体制に関する違反事例

違反の概要	解説
<輸出管理体制の未整備> 貨物の輸出及び役務の提供について、担当者は外為法上の手続きが必要なことは認識していたが、納期が迫っていたこともあり、 上長の確認を得ることなく担当者の判断で 非該当として輸出した。	社内の決裁を経ることなく、担当者の独断で輸出できる体制に問題がある。 輸出管理において想定される様々なリスクを事前に把握し、回避するため に、輸出管理体制を整備しておくことが望ましい。 安全保障貿易管理HP 企業等の自主管理の促進

(2) 外為法認識不足

違反の概要	解説
<外為法認識不足> リスト規制に該当するサンプル品を海外取引先に提供することになったが、 サンプルの提供は輸出に当たるとの認識がなく 、外為法上の必要な手続きを行わなかった。	サンプルの提供は有償か無償かを問わず輸出に当たるため 、法令に則って手続きを行う必要がある。その他、 不具合品やレンタル品の返送、修理後の納品、海外子会社向けの材料等の提供等 も輸出に当たる。
<外為法認識不足> ・ ソフトウェアの提供 が外為法の規制対象となりうるとの認識がなかった。 ・ クラウドサービス上に該当の技術を保存しており、 海外の子会社が自由にアクセス可能 な状態であったが、当該行為が役務の提供に当たるとの認識がなかった。	・ 貨物の 設計、製造又は使用に必要な特定の情報 については、ソフトウェアの形態であっても規制技術に該当し、外為法の規制対象となりうる場合がある。 ・ 自社の子会社であっても、 非居住者が自由に規制に該当する技術にアクセスできる状態は技術の提供に当たると考えられるため 、アクセス制限を行うか、役務取引許可申請を行う必要がある。

輸出管理体制整備：「該非判定」「取引審査」「出荷管理」等について、社内での業務分担・責任範囲を定めるなど、社として輸出管理を適切に実施するための仕組みを整備すること。

⑦ 違反事例

(3) 該非判定に関する違反事例

違反の概要	解説
<判定未実施・非規制思い込み> 従来取り扱っていた非該当の製品が廃番になったため、型番違いの代替品を輸出することになったが、非該当製品と同等の性能であるため、当然非該当であると思い込み、該非判定を行わなかった。	該非判定は輸出の都度行う必要がある。 従来の非該当製品と互換性、代替性のある品物であっても、機能・性能が変更、改良されるなど仕様が異なっている場合があるため、改めて該非判定を行うことが推奨される。
<他社誤判定鵜呑み> メーカーから入手した該非判定書には、輸出しようとしている貨物は非該当と表記されていたため、自社で改めて該非判定をすることなく非該当品として輸出したが、後日、メーカーの誤りで実は該当品であることが判明した。	該非判定は輸出者の責任において実施しなければならないため、他社から入手した該非判定書についても自社において再度確認するよう努める必要がある。
<判定誤り> 2項及び6項で該非判定を行う必要がある貨物を、2項のみで該非判定を行い、非該当として輸出した。	外為法上の規制に該当する項目は1つとは限らず、複数の項目によって規制されている場合があるため、該当する可能性のある項目はすべて確認する必要がある。
<法令改正への対応不足> 過去に非該当と判定した製品が法令改正により該当品になったものの、法令改正について認識がなく、無許可輸出を繰り返した。	該非判定は、最新の外為法に基づき判定する必要がある。法令改正時には判定内容を確認すること。 安全保障貿易管理HP 改正情報

⑦ 違反事例

(4) 用途・需要者確認の未実施

違反の概要	解説
<用途・需要者確認の未実施> 該非判定の結果、非該当であったため、<u>用途及び需要者を確認することなく</u>輸出した。	リスト規制に非該当であっても、キャッチオール規制について確認する必要があるため、用途及び需要者を確認したうえで、許可申請の要否、輸出可否の判断を行う必要がある。 安全保障貿易管理HP キャッチオール規制

(5) 特例適用誤り

違反の概要	解説
<少額特例適用誤り> 1つの契約にかかる金額が少額特例の上限額を超えていても、<u>1回の輸出当たりの輸出申告額がその上限額以内であれば少額特例が適用可能であると考え、複数回に分けて</u>許可を得ることなく輸出した。	少額特例の適用は個々の申告額ではなく、契約額全体で判断する必要がある。また、1つの契約を合理的な理由なく複数の契約に分割し、それぞれ少額特例を適用することは、少額特例の悪用とみなされる場合があり、外為法違反となるおそれがある。 経済産業省安全保障貿易管理HP Q&A（少額特例）Q5参照
<修理特例適用誤り> 本邦から輸出した貨物を修理するために輸入し、修理にあわせて<u>改良を行い性能が向上したが、貨物等省令に定める仕様に変化はなかったことから、修理特例が適用可能であると考え</u>、許可を得ることなく輸出した。	いわゆる修理特例を適用するためには、 ・ 本邦から輸出した貨物を本邦において修理する ・ 修理完了後貨物の本邦への輸出者に再輸出する ・ 修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のない ことが必要である。修理には1対1の交換を含む。 輸出貿易管理令第4条第1項第二号ホ・ハ 無償告示 輸出貿易管理令の運用について4-1-2（5）

⑦ 違反事例

(6) 輸出申告上の不備（関税法違反）

違反の概要	解説
<許可証、特例適用の申告漏れ> ・ <u>特別一般包括等の許可証を保有していたが、該当貨物を誤って非該当として税関に申告</u>し、輸出した。 ・ <u>少額特例が適用される貨物を誤って非該当として税関に申告</u>し、輸出した。	外為法上の輸出許可証を有している場合や、輸出貿易管理令第4条で定める特例が適用される場合は、その旨を輸出時に税関に申告する必要がある。直ちに外為法上の違反（無許可輸出）とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。 通関手続を通関業者等に依頼する場合（代理通関）には、あらかじめ外為法に基づく許可証を保有している、あるいは特例を適用する旨伝達しておく必要がある。なお、通関業者等を利用したとしても、申告不備の責は、あくまでも輸出者にあることとなるため、注意が必要である。
<特例適用貨物への許可証適用誤り> <u>少額特例が適用される貨物であるにもかかわらず、特例適用可否の判断作業を省き社内手続きを簡素化するため、包括許可証を用いて輸出した。</u>	輸出貿易管理令第4条の規定（特例）が適用される貨物については外為法上の許可を得る必要がないため、包括許可証を使用した輸出として税関に申告するのは誤り。 直ちに外為法上の無許可輸出とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。